

# 被災者支援情報

## 土砂等の崩落による被害を受けた方へ

住宅敷地へ土砂等が崩落し、生活に支障をきたす場合において、土砂等を撤去する費用の一部を助成します。(10月25日以後に撤去作業を実施した方を対象とします)

◆**対象者** 居住している住宅敷地内の土砂等を撤去する方(空き家、農地等への崩落は対象外)

◆**補助額** 土砂等撤去費用の3/10以内(上限額30万円)

※保険金・他の補助金を受領した場合は、補助額から受領額を差し引いた額とします。また、撤去費が5万円に満たない場合は対象外です。

◆**対象費用** ・業者に依頼した場合は、その費用  
・個人で作業した場合は、機械レンタル費用、燃料費など作業にかかった費用

◆**申請期間** 2月28日(金)まで(土日・休日を除く)

◆**持参するもの** 印鑑、被災地付近の見取り図

【これから撤去作業を行う方】

見積書の写し、土砂等の撤去前の状況写真

【すでに撤去作業が完了している方】

見積書の写しまたは費用の内訳がわかる書類、土砂等の撤去に係る領収書

お問い合わせは、**土木管理課(7階)**  
☎(20)1537、FAX(20)1605へ。

## 台風15号および10月25日の大雨で家屋等が損壊した方へ

被災した家屋等を、所有者が自身の負担で解体撤去した場合、市が定める基準額の範囲内で償還します。ただし、費用の全額を償還できない場合もあります。

◆**対象** り災証明書で、以下の判定を受けた家屋等  
○台風15号=全壊・大規模半壊・半壊  
○10月25日の大雨=全壊

※家屋等の一部のみの解体などは対象外となります。

◆**申請期間** 2月28日(金)まで(土日・休日を除く)

必要書類等は事前にお問い合わせください。

お問い合わせは、**環境保全課(6階)**  
☎(20)1504、FAX(20)1604へ。

## 千葉県災害義援金の配分について

県内外の皆さまから、千葉県・日本赤十字社・共同募金会に寄せられた義援金を、被災された方に配分いたします。

### ◆配分方法

茂原市災害見舞金の支給を受けた方には、順次、指定の口座に振り込みの手続きを進めています。

一部損壊の判定を受けた方には、順次、配分についてのご案内を郵送していますので、お手元に届きましたら手続きをお願いします。

### ◆配分の対象者・配分金額

区分	対象	金額
死亡	災害弔慰金、または千葉県災害弔慰金の死亡者に該当する方	30万円
全壊	「全壊」と判定された世帯、または被災者生活再建支援制度の「解体世帯」に該当する世帯	30万円
半壊	「大規模半壊」、または「半壊」と判定された世帯	15万円
一部損壊	「一部損壊」と判定された世帯	1万円

※浸水被害によるものを含みます。

※配分の対象者や金額等は千葉県災害義援金配分委員会において決定した基準となります。

お問い合わせは、**社会福祉課(7階)**  
☎(20)1571、FAX(20)1605へ。

## 賃貸型応急住宅入居対象者の拡大について

千葉県では、台風15号・19号および10月25日の大雨災害で被災された方を対象に、災害救助法に基づき、応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借上げ、無償で提供する事業を実施しています。このたび、制度改正により対象者が拡大されました。

◆**対象者** 次のいずれにも該当する方

- ①住家が全壊・大規模半壊・半壊の被害により居住することができない方(借家の方も対象)
- ②自らの資力では住家を確保することができない方
- ③災害救助法に基づく応急修理制度等を利用していない方

◆**入居期間** 2年以内

◆**借上げの対象となる賃貸住宅**

- 1カ月あたりの家賃が
- ・2人以下の世帯は7万5千円以下
  - ・3人以上の世帯は8万5千円以下

※この他にも要件があります。

賃貸住宅は、不動産業者の協力のもと、ご自身でお探しいただき、千葉県・被災者・貸主の三者で入居契約を締結します。すでに転居済みの方も、市建築課へご相談ください。専用のフリーダイヤルを設置する予定です。電話番号は建築課ウェブページ等でお知らせします。

お問い合わせは、**建築課(8階)**  
☎(20)1588、FAX(20)1606へ。

1月31日(金)まで茂原市大雨災害義援金を受け付けています。

詳しくは、広報もばら臨時号をご覧ください。 問會計課(2階) ☎(20)1576、FAX(20)1609